

【はじめに】

このニュースは、栃木県医師会会員の皆様の福利厚生を目的として創刊しました。
私たち医業経営ライフコンサルタントは、医業経営、相続対策、生命保険活用等へのご相談を高いスキルを持った公認会計士・税理士とライフプランナーが行ないます。
皆さんによりよい情報を提供していきますので医業経営の一助にいただければ幸いです。

【創刊号メニュー】

NO.	テーマ	内容
1	生命保険料の圧縮策	借入金に対する保障をつける場合、逓減性の保険を使うことで年間保険料が半分以下に！
2	法人を活用した節税対策・経営対策	医療施設を法人化することによる経営上のメリットが得られます！
3	生命保険を活用した相続税対策	契約形態を変えることで相続税が一時所得に変身！大きな節税効果を実現！
4	相続税対策はなぜ進まないのか	日本の相続税は、非常に高いのに有効な相続対策が進まない実態があります。
5	相続税と養子縁組	養子をとると本当に相続税が安くなるの？
6	生命保険と節税	損金性のある「定期保険」について解説します。
7	長生きリスクへの対応	長生きした時の経済リスクが発生する!?
8		

【お問合せ先】

栃木県医師会教育・福祉課 担当 三沼・田村

〒320-8503

栃木県宇都宮市駒生町3337-1

TEL: 028-622-2655 FAX: 028-624-5988

[テーマ1]

借入金用に生命保険をつけていますが、保険料の負担が大きくて困っています。
何か良い方法はないでしょうか？

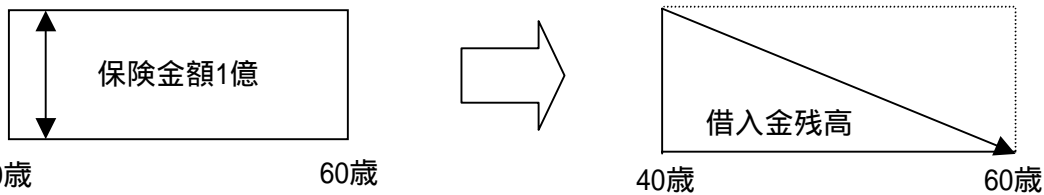
なぜ生命保険をつけるのか？

一般的には、万が一の死亡リスクに備えて、借入金の返済ができるように生命保険に入っています。

一般的な加入ケースを見てみると・・

一般的には、定期保険に入っているケースが圧倒的です。この定期保険は、長期平準定期保険と呼ばれ、保険期間の最初から最後まで同じ額を保障します。

[たとえば40歳から20年間1億円を借入れた場合] [借入金残額のトレンドと比較してみると……]

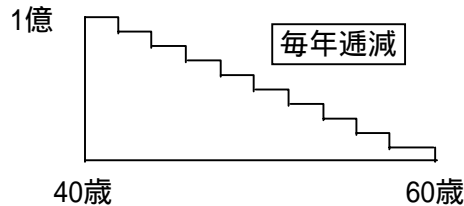


チェック！

毎年返済が進んでいくと借入残額に対して生命保険が多すぎる状態になってきます。借入金の残額に合わせて保障額が逡減してくれる保険があれば、ぴったりフィットするわけです。こんな保険があるのでしょうか？

収入保障特約と呼ばれる保険をご紹介します！

この保険は、借入金の返済のように保障額が逡減していくものです。保険料を比較すると年齢が上がるにしたがって保障額が逡減するため長期平準定期に比較して非常に割安な保険料となります。



私たち医業経営コンサルタントがご相談させていただいた中で、この収入保証保険を利用することで毎月の生命保険料負担をぐっと抑えられたケースがあります。

[長期平準定期保険の場合]

[収入保障特約の場合]

毎年 56.8万円 × 20年間 = 1136万円 (支払総額) 毎年 23.3万円 × 20年間 = 466万円 (支払総額)

毎年の保険料負担は、33.5万円軽減され、支払総額では何と670万円の差になります。

借入金を返済中の先生方、新規に開業された先生方に最適なプランです。

毎年の保険料負担差額	33.5万円軽減!
支払総額では何と	670.0万円軽減!

[文章：I N Aひまわり生命 内田

隆]

[テーマ2]

医療施設を法人化することで経営上のメリットがあると聞きました。
法人化の種類とメリットを教えてください。

医療経営上、法人を活用するケースとしては、医療法人（一人医療法人を含む）、MS法人（メディカル・サービス法人）、社会福祉法人等が挙げられます。

（1）医療法人について

医療経営の持続性と資金集積の容易性を確保し、医療の普及・向上を図ることを目的としていますが、医療の非営利性を維持するため、剰余金の配当禁止規定が設けられています。

この事は、剰余金をもって医療設備機器等への投資に充て、医療の質的向上を図ることを意図しておりますが、配当禁止規定の存在は法人の内部留保を増大させ理事長等の出資持分評価額を肥大化し、相続税負担が重荷となる可能性があります。

医療経営の持続性については、理事長の死亡等の場合にも子女の在学中などの所定の要件のもとに配偶者等が理事長に就任し、持続性の道が開かれています。

このように医療法人は、剰余金に対する相続税問題が残るものの、他面所得税の軽減や、事業承継更には、介護保険の適用を受ける居宅サービス事業を展開する場合には、法人格が必要とされていますので、有効な活用方法だと思えます。

（2）MS法人について

（1）の剰余金に対する相続税の対策手段としても活用されますが、「診療と管理の分離」を通じて“医師看護婦は診療を”“診療以外の業務は管理部門へ”という大別の中で、管理部門を専担するのがMS法人の役割であり複雑多様化した院長の職務を分化し、診療と管理の分離を実現するための経営政策となると同時に、税務面では所得税だけではなく、相続税おも考慮した総合的な節税対策が実施可能となります。

尚、MS法人の業務としては、主に次のようなものがあります。

- 薬品材料の販売・調剤業務
- 医療機器など動産のリース業務
- 土地建物など不動産の賃貸業務
- 保険請求業務などの請負業務
- 医療用消耗品などの物品の販売業務

（3）社会福祉法人について

医療機関としてはあまりなじみのない法人、事業だと考えられることでしょう。

何故、医療施設に関連性があるかと申しますと、医療・福祉・介護の総合化を目指す21世紀ビジョンに対応する医療経営の特化戦略として医療の延長線上に介護・福祉の存在を意識する重要性があると思えます。

例えば、介護保険の適用となる老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、ケアハウス、在宅介護支援センター、グループホームなどの老人福祉施設の経営については、社会福祉法人であれば施設整備費について所定基準額の4分の3の公的補助（但しグループホームは1カ所4,000万円が限度）を受けることができます。

税制面に於いては、以上のような社会福祉事業は非課税扱いでありサービスを受ける利用者は、長期的には「自院の患者さん」に変わりはなく、医療患者と介護患者（将来の医療患者）を合わせ持つ関係が出来上る訳です。

相続税対策としては、理事長の個人所有土地を社会福祉法人へ税務署との事前協議を前提として、寄付（譲渡）行為をとれば非課税扱いとなり、有効な手段となるでしょう。

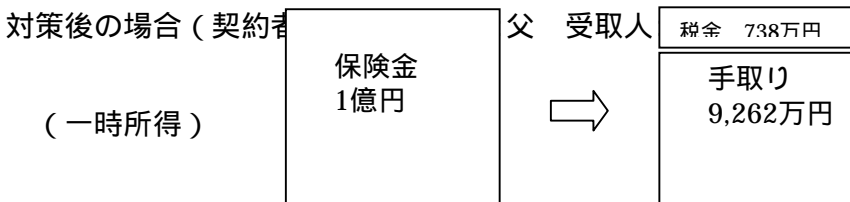
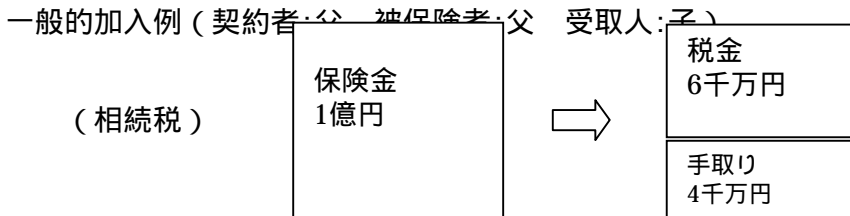
[テーマ3]

相続のとき、生命保険の保険金も相続財産の一部になってしまうと聞きました。
ということは、保険金にも相続税が掛かってしまうということでしょうか？ なにかいい
方法は
ありますか？

生命保険は税金の種類を変えることができます。

ご質問の通り、保険金も相続財産とみなされ、相続税がかかります。相続財産が大きい場合、保険金を受け取ってもそれにかかる相続税率が高く、結果として手元に残る現金が少なくなってしまうということがあります。例えば1億円の保険金を受け取っても、相続税率が60%では4千万円しか手元に残りません。保険に払ってきたお金は7千万円くらいになるでしょう。あまり得な感じはしませんね。

この場合は、契約形態を工夫することで、税金を相続税ではなく一時所得にすることができます。一時所得は、(受取り保険金 - 支払い保険料 - 50万円) × 1/2をその年の所得に合算して所得税を支払います。支払い保険料が7千万円、所得税 + 住民税が最高税率の50%としても、この保険にかかる税金は738万円。手元には9,262万円と殆どが残ります。ちょっとした知識の違いで5千万円以上も多く残すことができるわけです。このように税金の種類を変えられるのも、生命保険の特徴です。



お子様を契約者とするので贈与税への注意が必要です。また、医療法人の場合は、法人契約で節税しながら、さらに有効な対策をとることができます。いずれにしても、保険税務に精通した専門家(医師会公認コンサルタント)にご相談いただければ、詳細をご説明いたします。

[テーマ4]

日本は相続税が高い割に、その対策が進んでいないと聞きました。
どのような理由で進まないのでしょうか？

日本の場合、諸外国に比較して相続税が極めて高いこと（最高税率70%）はよく知られていますが、その対策を実行している人は意外に少ないのが実情のようです。

この矛盾した状況（相続税が高いのに対策が進まない状況）は何故起きるのでしょうか？どうすればこの状況（カベ）を克服できるのでしょうか？

まず、その原因を探り、それから対策を考えて見ましょう。

<原因>

- (1) 相続税が高いと予想していても実際の額まで計算したことがなく、その予想額を甘めに考えていることが多く、ましてやその納税方法まで考えている人が少ないため。
- (2) 誤った対策によりかえって大損した失敗例の噂を耳にし、面倒くささと相まって気力を喪失してしまうことが多いため。
- (3) 対策を作成し、その効果とリスクを分かりやすく説明し、実行（手続き）まで指導し、親身になってそのアフターケアまでしてくれる専門家が以外にも少ないため。
- (4) 節税策を考えるのは反社会的で気が引けると考えるため。
- (5) 相続税対策の重要性は漠然と理解していても、子供の側からは言い出しづらく、親の側では面倒なので、1日延ばしになりやすいため。

<対策>

- (1) 現状における相続税の実際額の概算を知り、その支払い方法まで検討してみること。
(ここまでなら全くリスクもなく、あなたが財産と債務の全てを積極的に開示することを嫌がらなければ、手間（コスト）もほとんど懸かりません。逆に言うと、この程度のことさえなかなか動いてくれない税理士に相続対策を依頼するのは無理と考えられます。)
- (2) 失敗例のほとんどが相続税額の減少にのみ関心を奪われ、極端に無理な対策を急いで乱暴にしたものであり、ゆとりをもって豊かな人生設計の1つとして相続対策を位置付け、確実に対策を実行して行けば必ず効果があるという事実を知ること。
- (3) 家族構成、資産内容、資産運用希望を加味しなければならないために相続対策は手作りプランにならざるを得ません。相続税のみならず、法人税、所得税等の幅広い税制の知識経験のみならず、不動産関係、保険その他の金融商品関係の知識経験も即座に集められる十分なネットワークを持ちその実践経験のある専門家の力が不可欠であることを認識すること。
- (4) 日本の相続税が高すぎるのは政府も認めており、引き下げの方向にあるのは明確ですが、その改善速度はあてになりません。今の日本の腐敗した政治や行政を考えれば、唯々諾々と納税するのは無意味です。むしろ自分の事は自分で防御し、安心して気分よく消費するほうが社会に貢献する道であると考え、堂々と相続対策をするという意識が必要です。
- (5) 対策は余裕をもって1年でも早くから実行することが有利なので、1日延ばしにしてはいけません。先延ばしが最後に悪循環を生み、あわてて怪しげな自称専門家に騙される原因になります。信頼できる専門家に早期に相談されることをお勧めします。

[テーマ5]

養子縁組をすると相続税が安くできると聞きました。どのような仕組みなのでしょう？

「養子をとると相続税が安くなる」という話が、よく聞かれます。

養子縁組とは、親子としての血のつながりのない者同士が養子縁組の届出をすることによって、血縁のある親子と同じ権利・義務を有するものです。肉親間では祖父母が孫を養子にしたり、嫁を養子にしたりするケースがよく見られます。養子をとると、なぜ相続税が安くなるのでしょうか。

1. 相続人が増えると、下記の基礎控除額（相続税の非課税枠）が増えるためです。（相続人としての身分は、養子も実子と差がありません。）

5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数（注）

（注）実子がいると、2人以上養子縁組をしても、上記の計算では1人しか増えていないものとして計算

します。実子がない場合には、2人以上養子縁組をしても、計算上の相続人は2人となります。

2. 相続税の全体の

相続税の早見表

がります。

（単位：万円）

相続人	遺産の総額				
	3億円	4億円	5億円	7億円	10億円
妻と子1人	3,080	5,080	7,230	12,230	20,380
妻と子2人	2,570	4,320	6,170	10,670	18,020
妻と子3人	2,248	3,885	5,660	9,685	16,710

このように、養子縁組は相続税の引き下げに大きな効果がありますが、他の相続人の相続できる割合を少なくしてしまうため、他の相続人の耳に入れておくかなどの問題があります。

養子縁組の手続上のポイントは次のとおりです。

養子縁組をしたとって、実親との関係がなくなるわけではなく、実親・養親ともの相続人となります。

ただし、養子は養親の姓を名のります。

未成年者や15才未満の者を養子にする場合は、若干の規制があります。

税金や相続・生命保険などをはじめ、医業経営についての先生方のご相談・ご質問をお待ちしています。

是非お気軽にご利用下さい。

【テーマ6】

長生きした時も経済的なリスクが発生すると聞きました。
どのようなリスクが考えられるのでしょうか？

1. 「長生きのリスク」とは

長生きリスクとは、就労して家族を養う期間が終了して、定年以降のセカンドライフの期間を指します。長生きのリスクは、こういったセカンドライフ上での経済的リスクをいいます。大きくは次の3つに集約されます。

<長生きのリスク>

- 生活費が不足するリスク
- 病気になる確率が高く、医療費がかかるリスク
- 介護状態になり、介護費用がかかるリスク

就労期間中のリスクは、主に突発的なもの（病気・死亡）であり、それに対応する方法は、主に保険（「パ－シャル」）の活用で済みました（保険に入れば、即リスク対応！）

しかし、この長生きのリスクへの対応は、現金資産（「リアル」）の蓄積が基本となります。ですから、就労期間中にじっくり、実際の資産の積み立てを行う必要があります、保険に入ってからすぐに

リスク対応というわけにはいかないところが、やっかいなところです。

教育費等をかけすぎたりして、十分な積立てができないままセカンドライフを迎えてしまうとたいへんなこととなってしまいます。

2. 長生きのリスクを加速するもの

（貯蓄広報中央委員会「貯蓄と消費に関する世論調査/平成9年」）

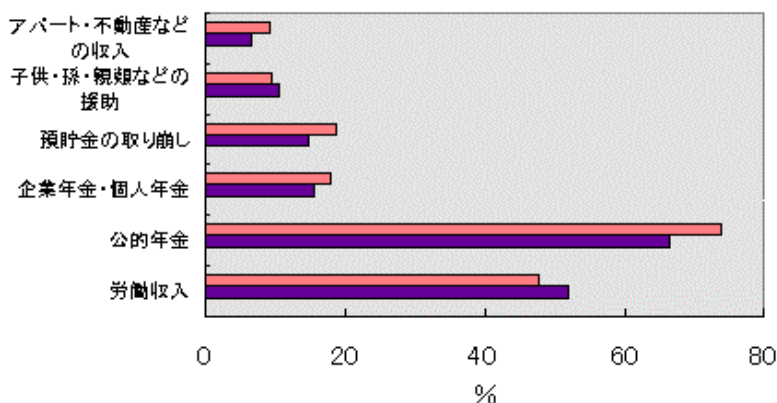
この資料によると、老後の生活については、多くの人々が公的年金制度を中心に考えているようです。

しかし、多くの人々が当てにしている公的年金ですが、超高齢化社会の進行による財政悪化により抜本的改正が予定されており、場合によっては、現水準の半分以下しか年金を受け取れないという可能性もあります

また、病気・増額、保険料は難しい状況で

老後の主な生活資金源(複数回答)

負担金額
異なること



4. まとめ

これまで、懸命に働いて家を持ち、子どもを育て上げればあとは国に面倒をみてもらうという図式が日本人の頭の中にありましたが、今後はそうもいかないようです。公的社会保障制度の給付水準の低下とともに、セカンドライフのリスクに対しても就労期間に自助努力が絶対に必要になります。

【テーマ7】

生命保険を活用した節税が可能と聞きました。どのような保険を使うのでしょうか？

生命保険と節税

医業経営にあたる経営者にとって常に気にかかるのは「税金」ですね。節税といいますと「納税は国民の義務である。収めるのが当然だ。」とお叱りを受けるかも知れませんが、寸暇を惜しんで懸命に医療活動に励まれた結果が膨大な所得税等の支払いとなると何となく納得しきれない、という方も多くいらっしゃいます。

その点では税務当局でも一定の理解があり、法人が契約者になった保険契約の場合、一定のルール（税務通達）に則った契約であればその保険料（掛け金）の全額、もしくは1/2、が損金（経費）として認められる保険商品があります。（保険種類によっては損金で認められる範囲が細かく規定されているものもあります。）

税務当局が通達までだして損金（経費）処理を認めてくれている訳ですから法人格を持っている「医療法人」であればこの通達を有効に使いたいものです。

今回は損金で処理されている最も一般的な「定期保険」という商品についてご紹介させていただきます。

定期保険

「定期」というと銀行の定期預金を連想され「積み立ての保険か」と思われる方もいらっしゃるようですが、保険の場合は「保障の期間を限定した保険」という意味で一般的には「掛捨保険」といわれる商品です。この保険の場合は通常、保険期間が満了した場合に満期金はありません。また、保険期間が5年、10年といった短い定期保険の場合には途中で解約した場合にも解約返戻金は全くないか、あっても極々僅かな金額です。そういった意味では貯蓄性はないため基本的にはその保険料は全額損金になります。（法人税基本通達9-3-5）

ただし、保険期間が長期にわたる定期保険の場合、途中で解約するとかなりの解約返戻金が発生するものもあります。中には払い込んだ保険料の総額に対して70%～100%を超えるの高額の解約返戻金が発生する商品もあります。

こういった定期保険の場合は途中で解約した場合の貯蓄性が認められるために「保険料の全額損金」とはならず、保険期間の6/10の期間は支払った保険料の1/2を損金として処理できます。（直法2-2）

いずれの商品を選ぶ場合もその目的にあった定期保険を活用することが重要です。上記の表以外でもさまざまケースによって活用のポイントがあります。ライフコンサルタントが各会員のご要望にあったベストのご提案をさせていただきます。

最も一般的でよくあるケースは保険の加入目的が明確でなく、保険の内容もきちんと把握できないまま生保のセールスの勧められる保険に加入していることです。

こういったケースの多くの場合は後々さまざまな問題が発生しています。貯蓄性も期待して高額な保険料を支払ったのにほとんど貯蓄性がなかったり、途中で保険料が大幅にあがったり、大事な時期に保障が切れてしまったりといったことがほとんどです。

「こんな筈ではなかった」と後悔をされる前にぜひ栃木県医師会ライフコンサルタントの保険証券診断サービスをご利用ください。

ポイント

下記の表を目安にそれぞれ保険に加入する目的に合わせた定期保険を選ばれることをお勧めいたします。

全額損金タイプの定期保険	短期定期（5年～10年） 逓減定期保険	安い保険料で高額な保障が得られます。 特定の期間のみ大型な保障が必要な場合に適します。
	定期保険 （全額損金範囲で最長の定期）	保険料は短期定期と長期定期の中間程度です。 短期定期と同様、保険料の全額が損金で処理できます。 途中で解約した場合に50%前後の解約返戻率が見込まれます。 大型の保障と、ある程度の貯蓄性もあるので、保障と途中解約時の返戻金が両立でき、効率のよい商品です。 中期間の保障が必要な場合に適します。
	逓増定期保険	保障が年々増加（逓増）するタイプの定期保険。 保険料は高めですが全額損金で処理できるうえ、解約時の返戻率は70%～80%と高いため、節税を優先したい場合に適します。
1 2 損金タイプの定期保険	長期定期保険	保険料はやや高めですが長期間にわたって大型な保障が得られます。 しかも、払い込んだ保険料の総額に対して70%～100%を超える高額な解約返戻金が発生する商品もあり、貯蓄性もあります。 損金処理できるのは保険料の1/2ですが、貯蓄部分の資金効率が高いため、オールマイティ型の定期保険です。 理事長、理事といった役員の退職金の確保に適します。

* 返戻金の返戻率は概ねの目安であり被保険者の性別、年齢によって異なります。

[文章：サリー・ジョイス・ジャパン 宇井野 睦夫]

[テーマ1]